

個人住民税の定額減税について

経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。

対象となる方

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税**所得割**の納税義務者
 - ※1 **均等割**や**利子割**、**配当割**、**株式等譲渡所得割**からは**控除されません**。

減税額

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円
 - ※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
 - ※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
 - ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法（令和6年度分）

（定額減税の対象となる方）

① 給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

- 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。

※均等割課税のみになる方
 ・6月分のみ徴収・・・当初課税額から均等割のみ課税の方
 ・7月分のみ徴収・・・当初所得割課税が有ったが、定額減税が適用され均等割のみ課税となった方



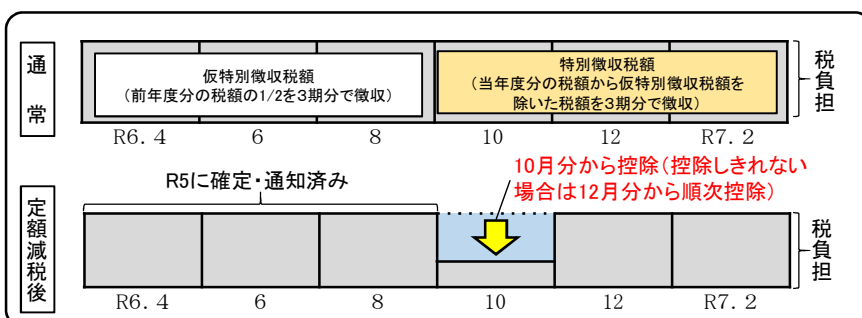
② 普通徴収（事業所得者等の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



対象とならない方

- 前年の合計所得金額が1,805万円を超える方
- 前年の合計所得金額が所得割の非課税限度額以下である方
 - ※1 個人住民税が非課税の方、個人住民税の均等割り及び森林環境税（国税）のみ課税されている方
- 所得控除により課税総所得金額等がゼロとなる方
- 税額控除により定額減税前に所得割額がゼロになる方

定額減税額

- 納税義務者本人の定額減税額は、次の金額の合計額です。
ただし、その合計額が個人住民税の所得割額を超える場合は、所得割額を限度とします
 - ※1 控除しきれない額がある場合は、「調整給付金」が支給されることとなります
- (1) 納税義務者本人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1万円
- (2) 控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く）・・・・・・・・ 1人につき1万円
 - ※1 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する方（納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ配偶者の合計所得金額が48万円以下の方）については、令和7年度個人住民税の所得割額から1万円を控除します。

例：納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族2人の場合

1万円（納税義務者）+1万円（控除対象配偶者）+1万円×2（扶養親族2人）=4万円

その他

- ふるさと納税の特例控除額の控除上限額を計算する際に用いる所得割額は、定額減税「前」の額となることから、ふるさと納税の控除上限額が引き下がることはありません。
- 減税額については、納税通知書の裏面又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。給付金の詳細は[内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」](#)をご参照ください。
(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)
- 所得税(国税)の定額減税の詳細は、[国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」](#)をご参照ください。
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)